

## 浜松市指定介護老人福祉施設優先入所取扱要領

指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設への優先入所の取扱いについては、浜松市指定介護老人福祉施設優先入所指針（以下「指針」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 1 優先入所方針（指針2）

合計点数が同点となった場合の優先入所順位は、原則として申込順とするが、入所の必要性を総合的に判断して決定する。

### 2 優先入所検討委員会（指針3－（2））

#### ア 施設職員について

優先入所検討委員会（以下「委員会」という。）の施設職員としての委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員などの職員とする。

#### イ 施設職員以外の第三者について

施設職員以外の第三者の委員とは、民生委員、当該社会福祉法人の評議員のうち地域の代表者として加わっている者、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員などをいう。

### 3 優先入所基準の作成

施設は、指針に基づき優先入所に係る基準を定め、市に届け出るとともに施設において公表するものとする。

### 4 優先入所決定の手続き

#### （1）入所申込みの受付（指針4－（1））

##### ア 入所申込書について

施設は、入所申込書の有効期限を定めることができるものとする。

なお、設定した場合は、入所申込者にその期限を周知するものとする。

##### イ 入所申込者名簿の作成

入所申込者名簿は、入所申込書に基づき、指針別表の入所申込者評価基準（以下「評価基準」という。）項目の本人及び介護者等の状況並びに居住地により算定した点数が高い者から順に並べ替える。

なお、入所申込者の内、要介護認定を受けていない者（要支援者含む）については、入所申込者名簿から除くものとする。

(2) 入所申込者の調査（指針4－(2)）

施設は、入所申込者名簿の上位者について、面接、訪問等を行い入所申込書の記載内容を調査する。

なお、上位者とは当該施設における6か月間の入所者予想数の倍程度以上の順の申込者をいう。

(3) 優先入所順位の設定（指針4－(3)）

ア 優先入所順位名簿の作成

委員会は、入所申込書の「その他事項」及び優先入所調査票により、特に施設入所を考慮すべき状況が認められる場合について特別な状況として点数を加算し、これに基づき、点数の高い者から順に並べた優先入所順位名簿（様式2）を作成する。

イ 優先入所順位名簿の見直し

委員会は6か月に1回以上開催し、優先入所順位名簿を見直しするものとする。

また、必要に応じて、委員会を随時開催し、優先入所順位名簿の見直しを行う。

施設は、本人、介護者等の状況等に変化が生じたことにより再度申込みした者や新規に申込みした者を含めて4－(1)及び(2)の手続きにより入所申込者名簿を整理し、委員会が開催される都度提出するものとする。

5 優先入所事務の留意事項

情報の提供（指針5－(4)）

施設は、入所申込者及び入所申込者の家族、身元引受人等から情報を求められた時は、入所申込者以外の情報について、特定の個人情報としての識別ができないように提供するものとする。

6 入所申込者評価基準

(1) 介護者等の状況（評価基準2）

ア 「ひとり暮らし」について

介護者が同一敷地内又は隣接地等に居住している場合は除くものとする。

イ 「病気療養中又は障害を有する」場合について

介護が困難なほどの病状又は障害が継続的に見込まれるものをいう。

(2) 居住地（評価基準3）

入所申込者について介護保険の保険者である市町の地域をいうものとする。

(3) 特別な状況（評価基準4）

指針別表の入所申込者評価基準における本人の状況や介護者等の状況の中で示した内容では介護の困難性等を反映できない場合又はこれら以外の事情で考慮すべき事由がある場合、委員会の判断により特別な状況として加算できるものとする。

(4) その他（評価基準5）

「介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に危険が生じている」場合について本人の状況を確認するとともに、福祉事務所、民生委員等からの聞き取り等により実態を十分に把握するものとする。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。